

全日教連 要望結果報告

(発行 平成 21 年 5 月 20 日)

第 3 次中央要請行動

文教予算に関する要望

総務省

要望日時 平成 21 年 5 月 18 日 10:00 ~ 10:30
回答者 【自治財政局】
調整課調整係長 田頭 真二 氏
【自治行政局】
公務員部給与能率推進室
給与第二係長 大角 豊 氏
【総合通信基盤局】
電気通信事業部消費者行政課係長 濱島 幸男 氏
【大臣官房】
政策評価広報課
情報公開渉外第二係長 松岡 秀法 氏
要望者 【全日教連】
委員長 久保井 規文
副委員長 藤原 謙次、森 真佐純
事務局次長 福田 衛人、上原 卓

要望（全日教連）

- 1 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担金を 2 分の 1 に戻し、さらに教材費を国庫負担金の中に組み入れ、地域間の格差が生じないようにすること

総務省

義務教育費国庫負担金について、実支給額が、政令で算定した限度額を下回った道府県が 16 ある。この問題については、地方で独自に給与削減を行っていることが原因である。残りの 3 分の 2 は、教職員給与費として使われていないわけだが、他の面の教育予算として使われていることも考えられる。したがって、教育以外に使われていると断言することはできない。総務省としては、非常勤講師を配置する等で、各自治体において、適正に使用されていると考えているので、国庫負担率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に戻すことについては、考えていない。

教材費については、例えば理科教材等は理科教育振興法に基づいた補助金があるが、これについては、総務省の管轄ではない。平成 21 年度予算では、新学習指導要領への対応として 20 億円措置され、補正予算でさらに 200 億円予算措置されているので、ある程度整備されるだろうと考えている。教材費が国庫負担の対象外になったのは、昭和 60 年である。これを再び元に戻すことについては、総務省としては否定的な考えを持っている。

2 人材確保法の趣旨を尊重すると共に、教職員の勤務の特殊性と職務の重要性に鑑み、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善するよう地方公共団体に指導すること

総務省

地方公務員法、教育公務員特例法、人材確保法に基づいて、各地方公共団体の人事委員会が勧告を行い、給与を定めていくことになっている。総務省としては、地方公務員の教員の給与について、関係法令を踏まえつつ、地域住民の納得が得られる適正な給与となるよう助言をしていく。

人材確保法の趣旨については、当然現行の法令であることから尊重しなければならないと考えている。しかし、一方で、「骨太の方針 2006」でも優遇分の縮減をすることが明記されていることや、中教審が減り張りのある給与体系を構築すること等を示しているため、これらについても社会の情勢を見ながら対応していかなければならない。

3 子供たちが安心してインターネットや携帯電話を利用できるための方策を早急に具現化すること

総務省

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成 21 年 4 月 1 日から施行されている。この法律は、情報リテラシー教育やフィルタリングサービスの普及促進等を通して、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするという視点でつくられたものである。

携帯電話に関しては、機能を限定した端末が各携帯電話会社から発売されているが、使い方が分かりにくく、広報も進んでいないことから総務省としても指導をしていきたいと考えている。必要ない限り小中学生に携帯電話を持たせないような取組は、地域見守り隊等のサポートがしっかりしている所では可能であろう。地域性の問題もあり、子供の安全を守るために携帯電話が必要になる場合もある。

意見及び回答

義務教育費国庫負担制度について

(全日教連)

義務教育費国庫負担金の問題については、独自の給与削減措置が原因であるとは言え、残りの 3 分の 2 が少なくとも教職員給与費には使われていないことは確かである。地方交付税は一般財源なので、3 分の 2 の教職員給与費がどこにどれだけ使われているのかを、全ての都道府県において明らかにするのは困難だが、教育以外の所に使われていることも考えられる。

(総務省)

3 分の 2 を自由に使えるということは、地方にとっては良いことなのではないか。

(全日教連)

使うべき所に使われていないことは問題である。制度そのものにも課題があると考えている。学校に配分される予算は、地方によって明確な差がある。その事実は総務省としても知っておくべきではないか。教育環境の地域間格差をなくすためには、義務教育費国庫負担制度そのものの設計の見直しも必要である。

携帯電話について

(全日教連)

携帯電話の普及によって、子供たちには明らかに悪影響が出ている。情報モラル教育も大切だが、今こそ家庭教育に力を入れていかなければならない。しかし、家庭教育を向上させる取組が組織化されていない。国を挙げて日本の家庭を立て直す取組が必要である。

教職調整額について

(全日教連)

教職調整額に代えて時間外勤務手当を導入するかどうか、中教審で検討されている。総務省としては教職調整額についてどのように考えているのか。

(総務省)

中教審の作業部会の審議はまだ途中であるので、結論が出るのを待っている状況である。教職調整額が支給されているのは、教員の勤務の特殊性を鑑みてのことであるが、現在実態としてどのように変化してきているのかを見極めて、判断しなければならない。

(全日教連)

教職調整額は残すべきだと考えている。教員の勤務時間を把握することは難しい。例えば、夜中に呼び出されて子供を探しに行ったり、警察に引き取りに行ったりする。それをどう考えるのかという難しい問題である。

(総務省)

時間管理がしっかりできれば時間外勤務手当を導入することができるのではないか。

(全日教連)

時間管理だけではなく、職務内容も判断が難しい。例えば、地域の人と話をしているという場合、すぐに効果が出るものではないが、そういうことを地道に積み上げることで、地域との連携がスムーズになる。見方によっては、ただおしゃべりをしているだけで、時間外の業務として認められるかどうか判断が難しいが、大切なことである。

時間外勤務が増えている実態を考えると4%では見合わないが、それでもわれわれ教職員は教育専門職として、教職調整額が支給されていることによって、誇りを持って職務に取り組んでいるのである。